

平成17年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日	平成17年3月9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年3月14日 午前10時00分
	延 会	平成17年3月14日 午後 4時50分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	欠 員	
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 0名 欠員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	水道課長	松澤武夫
助役	大沼隆	病院事務長	古川福一
収入役	黒田庄司	特別養護老人ホーム施設長	藤田稔(兼務)
総務課長	田辺正保	監査委員	今村 實
行財政課長	斉藤健一	監査事務局長	阿野幸男
まちづくり推進課長	福田美樹夫	教育長	富澤泰
税務課長	大野榮司	教委管理課長	柿崎修一
町民課長	久保一將	教委指導室長	大場和典
保健福祉課長	豊原隆弘	教委生涯学習課長	松浦正之
環境政策課長	佐藤悟	教委体育振興課長	大野繁嗣
農政課長	西野清	農委事務局長	藤田稔
水産課長	大崎広也		
商工観光課長	高根行晴		
建設課長	北村誠		

1. 会議録署名議員

2番	安達由圃		
3番	南谷健		

1. 会期

3月9日から3月23日までの15日間 (休会3月12日、13日、19日、20日、21日の5日間)

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(17.3.14)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第25号	厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第3	議案第26号	厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第4	議案第27号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第5	議案第28号	厚岸町木工センター条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第29号	厚岸町農業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第30号	厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第31号	厚岸町公園条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第32号	長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
第10	議案第33号	厚岸町個人情報保護条例の制定について
第11	議案第10号	平成16年度厚岸町一般魁夷家補正予算
	議案第11号	平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第12号	平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第13号	平成16年度厚岸町老人保健特別会計補正予算
	議案第14号	平成16年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
	議案第15号	平成16年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第16号	平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算
	議案第17号	平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第18号	平成16年度厚岸町病院事業会計補正予算

厚岸町議会 第1回定例会

平成17年3月14日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成17年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番安達議員、3番南谷議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議案第25号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第25号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。
厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、国家公務員に係るところの一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び、この法律に基づく人事院規則に準じて制定をしているところでございますが、国において、このたび人事院規則の一部が改正され、育児を行う職員及び介護を行う職員の請求により、勤務の始業時間及び終業時間を変更するという早出・遅出勤務の関係につきましての規定が追加されたところであります。
この改正の趣旨は、育児及び介護を行う職員の福祉の増進と公務能率の向上を図り、職業生活と家庭生活の両立を支援するというもので、小学校就学前の子供を持つ職員が、その子供を養育するために、また日常生活を営むのに支障があるものを介護しなければならない職員が、その介護のために早出・遅出勤務を請求した場合において、任命権者が公務の運営に支障がある場合を除いて、その早出・遅出勤務ができるように措置をするという内容でございます。国では、本年4月1日から施行されるところであります。
当町といたしましても、今回国が行う職業生活と家庭生活の両立を支援という趣旨を踏まえまして、国に準じた措置をいたしたく、条例の一部改正について提案をするものでございます。
提案議案は、議案書の18ページであります。別に新旧対照表を配付させていただいております。これによって説明を申し上げたいと存じます。
新旧対照表1ページ目の改正案の欄でございますが、第9条の育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務に関する規定でございますが、これを新たに加える内容のものでございます。

第1項は、小学校就学前の子のある職員が、その子を養育するための早出・遅出勤務についての規定でございます。

まず、これを請求できる職員であります。配偶者が状態として子を養育できる場合は除かれ、この状態として子を養育できる場合とは、規則において定めることとなります。

なお、参考までに規則の案を添付させていただいておりますので、あわせてごらんになっていただきたいと思います。

この規則において定めることになっておりますけれども、これはまず就業していない者で、かつ負傷・傷病等により子供を養育できないものでない者、かつ産前・産後の期間中でない者が該当いたします。このような配偶者がいる場合は、請求できないこととなります。

請求に対しては、公務の運営に支障があるかどうかを判断し、結果を職員に通知して措置をすることとなります。この判断はその時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の内意を総合して行うこととなります。

また、早出・遅出勤務の勤務時間は、あらかじめ定めるところであります。国と同様に始業時間については午前7時以後に、終業時間は午後10時以前に設けるように考えてございます。

なお、この時間帯等につきましては、あらかじめ示すような形となります。

次に、第2項でございます。これは日常生活を営むに支障がある者を介護する職員に係る規定であり、第1項の規定を準用いたしまして、要介護者がいる職員についても、早出・遅出勤務の請求ができるとする内容のものであります。

なお、この要介護者の対象は、現行条例の第16条第1項に規定の介護休暇の場合と同じものが準用されるもので、配偶者・父母・子・配偶者の父母、その他同居の親族が2週間以上にわたり介護を要する状態になった場合に請求できるという内容のものになります。

第3項でございます。この条例規定の運用に必要な事項を規則で定める委任規定でございます。

次に、新旧対照表2ページ目をお開き願いたいと存じます。

改正後の第9条の2の規定でございます。この条の前に新たな条文が加わったことによる条番号の繰り下がりでございます。現行の第9条が第9条の2に改まるものですが、先の条文で用語の定義づけがされたことによりまして、不要となった括弧書きを削るほか、規定内容の整合性のため表現方法を改めるなどの改正を行うものでございます。

なお、この一部改正の条例の施行につきましては、国と同時期とするべく、附則におきまして施行期日を本年4月1日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第3、議案第26号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産課長。

- 水産課長（大崎課長） ただいま上程をいただきました議案第26号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

国は、昨年6月2日に海上運送事業の活性化のための船員法の一部を改正する法律を公布し、船員法第37条の雇い入れ契約の公認制を届出制に改めることで、提出書類や船員の雇用状況の把握など、公認の審査事務が大きく緩和され、確認と受理になったことなど、海上運送事業の活性化を図るとしています。

また、あわせて同法第121条の2に規定の手数料の納付規定から雇い入れ契約の公認の項目を削除する改正を行っており、これらは本年4月1日からの施行となります。

さらに、法改正に伴い、昨年11月25日に海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令を公布し、関係する政令の改正を行って、雇い入れ契約の公認に関することを雇い入れ契約の成立等の届け出及び雇い入れ契約の確認に関することに改め、手数料を無料とするとともに、市町村の手数料の標準規定となっております地方公共団体の手数料の標準に関する政令からも、当該項目を削る改正を行ってありまして、船員法第104条第1項の規定により、市町村が処理する事務に関する政令第2項で定める地方運輸局との交通が不便であり、かつ出入りする船舶が相当多いと認められる港に接続する地域を区域とする市町村長の長として厚岸町も指定を受けており、国土交通大臣が指定する道内の他市町村においても、7割以上が無料とする、または他市町村に横並びの意向で、釧路、根室管内においては全市町村が無料とすることで準備を進めているところでもありますことから、取り扱いの均衡を考慮して厚岸町についても無料とすることとし、厚岸町手数料条例の一部改正を行おうとするものであります。

改正内容であります。議案第26号説明資料の新旧対照表をお配りしてございますので、これらを参考にいただきながらご説明を申し上げます。

条例第2条では、手数料を徴収する事務及び金額を規定し、個々の事務に対する具体的な金額につきましては別表で規定してございますが、この別表のうち4、船員等に関する

るものの中、(3) 雇い入れ契約の公認件数 1 点につき 430 円の項目を削除することで、この事務に係る料金を無料とし、表の(4) から(8) までを 1 項目ずつ繰り上げる改正であります。

以上が改正案の内容であります。

ちなみに、平成 16 年度 2 月末現在、厚岸町におきます雇い入れ公認件数は 437 件、金額で 20 万 3,390 円となっております。

次に、議案の 20 ページをごらんください。

この改正条例の施行期日であります。附則で平成 17 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明であります。議案第 26 号の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第 4、議案第 27 号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第 27 号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明させていただきます。

議案書は 21 ページでございます。

このたびの条例の一部改正は、国民健康保険特別会計で負担をしております介護保険納付金の増加に伴う納付財源確保のために、加入被保険者のうち介護保険第 2 号被保険者の方々から納めていただく介護納付金課税税率等を引き上げさせていただくものでございます。

改正内容につきましては、お手元に配付しております議案第 27 号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表並びに、議案第 27 号資料により説明

させていただきます。

初めに、新旧対照表でございますが、左から現行条例、改正案、改正要旨の順にありまして、アンダーラインを引いてある部分が改正しようとする部分でございます。

第6条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額ですが、現行100分の1を改正後100分の1.5に、所得割額の率を引き上げるものでございます。

第7条、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額ですが、現行4,000円を改正後7,000円に、1人当たり課税額を引き上げるものでございます。

第7条の2、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額ですが、現行8,000円を改正後1万円に、1世帯当たり課税額を引き上げるものでございます。

第11条は、国民健康保険税の減額規定ですが、第7条及び第7条の2の均等割額、平等割額の改正に伴い、1人当たり軽減額、1世帯当たり軽減額も改正になるものでございます。

第1項第1号は、7割軽減についての規定でございますが、ウでは1人当たり軽減金額、現行2,800円を改正後4,900円に、エでは1世帯当たり軽減金額、現行5,600円を改正後7,000円に改正する内容でございます。

次のページ、第2号は、5割軽減についての規定でございますが、ウでは1人当たり軽減金額、現行2,000円を改正後3,500円に、エでは1世帯当たり軽減金額、4,000円を改正後5,000円に改正する内容でございます。

第3号は、2割軽減についての規定でございますが、ウでは1人当たり軽減金額、現行800円を改正後1,400円に、エでは1世帯当たり軽減金額、現行1,600円を改正後2,000円に改正する内容でございます。

議案書の21ページにお戻り願います。

附則規定でございますが、第1項は施行期日でございます。この条例は、平成17年4月1日から施行する。

第2項は適用区分でございますが、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

次に、もう一つの資料を説明させていただきますので、そちらをご用意ください。

1ページは、第2号保険料の徴収の仕組みについての説明でありまして、左側の太線枠の内容ですが、介護費用全体の50%は公費で負担をしております。残る50%のうち、18%分を65歳以上の第1号被保険者が、残る32%を40歳以上64歳までの第2号被保険者が負担するという仕組みになっております。

右側上から、第2号被保険者の負担額の算出についての説明ですが、当該年度の介護納付金の額は、当該年度の概算納付金額と前々年度、2年前の確定精算分の合計額で構成されております。納付は、第2号被保険者の加入する医療保険者がそれぞれ徴収をして、社会保険診療報酬支払基金に納付する仕組みになっておりまして、介護納付金のうち2分の1は組合健保・船医保険・共済組合等では事業主負担、政管健保や国保では国庫負担がありますことから、実質的に32%の負担のうち、その半分を第2号被保険者の保険料として徴収するという仕組みでございます。

次のページをお開きください。

介護保険分の税率改正について、国民健康保険が納付する制度及び納付財源の不足している状況等についての説明でございます。①、②は、これまでの資料説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。③は、平成16年度において納付すべき保険税財源が約508万円不足の見込みになっている状況。④では、平成17年度の介護納付金が急激に伸びていることによって、税率改正しない場合の保険税財源が現年度課税分見込みで約1,274万円の不足になる見込みであること。⑤では、税率改正に当たっての介護納付金分保険税の確保見込み額を収納率94%で推計し、介護納付金の2分の1の額、4,883万円以上としていることなど、算定根拠についての記載でございます。

次のページをお開きください。

資料は、いずれも一般被保険者と退職被保険者分を合計したもので作成をしております。

3、税率改正による引き上げ率等の比較ですが、現行と改正案の比較でございます。表の中央にあります①賦課総額、③の収納額など、改正後の伸び率はいずれも36.56%となっております。

4、介護納付金（歳出）と介護現年分保険税（歳入）の年度別推移と推計を、介護保険スタートの平成12年度から17年度見込みまでまとめたものでございます。上の表は、単位が千円、下の表は単位を円で作成しております。

上の表、左側の区分、①であります。介護現年保険税では、平成12年度では3,428万円が平成16年度見込みで3,678万円となり、制度発足以来、税率の改定がないまま推移してきたものですが、250万円、約7.2%であります、伸びております。

一方、②の介護納付金は、平成12年度で6,589万円が平成16年度では8,374万円と1,785万円、27.1%の伸びで、平成17年度の納付金は9,765万円と3,176万円、48.2%の伸びとなっております。

同じ比較について、下の表の1人当たり納付額で見ますと、平成12年度で2万8,915円が平成16年度4万1,747円で1万2,832円、平成17年度では4万7,289円で1万8,374円、率にして63.5%の大きな伸びを示しております。

次のページをお願いします。

5の税率改定の試算結果比較でございますが、改正案としてA案からD案の4つのパターンで推計試算をしております、参考として表の下の方に記載しておりますように、納付金額を確保できるものとしてA案とD案に絞り込み、最終的にA案としたものでございます。

7の表ですが、介護保険被保険者等の推移であります、平成12年度実績、17年度見込みと22年から32年までの推計をまとめたものでありまして、介護保険の対象者である第1号被保険者と納付を受ける認定者はふえ続けております。第2号被保険者につきましては、減少の一途にある状況がこの表でおわかりいただけたと思います。

次のページをお願いいたします。

釧路管内町村の平成16年度におきます介護保険税率をまとめたものでありますが、資料作成上、各町村2段に区分しております、上に医療分、下に介護分として作成をしております。

次のページをお願いいたします。

推計試算に基づく現行と改正後の比較資料でございます。

6 ページ、平成17年度改正案の比較の表ですが、左上の表は税率等と一番下に賦課限度額がございます。左下は、諸率等の表ですが、一番上の調定総額は表の一番下の賦課総額から、下から3段目の軽減額を差し引いた後の金額になります。

右上の軽減世帯応益割額の表ですが、均等割額・平等割額それぞれの軽減区分ごとの算定額の状況でございます。

右下の表は、所得割の応能割合と均等・平等割合の、いわゆる応益割合の構成率を示したものでございます。

次のページをお願いいたします。

所得階級別・世帯人員別の保険税額ごとの世帯の分布状況の表でございます。左側に所得階級、上の欄に1世帯当たり保険税額（調定額）として、世帯人員1人から4人世帯まで区分をしております。上2段の所得階級ゼロ円と33万円の階級が7割軽減対象世帯でありまして384世帯でございます。全体の28%であります。

所得57.5万円の2人世帯から106.5万円の階級で濃い網のかかっている部分が5割軽減対象世帯であります。世帯数は92世帯で、全体の6.7%でございます。

所得57.5万円の1人世帯から173万円の4人世帯まで、次の階段状の太線部分が2割軽減対象世帯でありまして105世帯、全体の7.6%でございます。

軽減世帯の合計は581世帯で、構成率は42.3%になっております。

次に、茶色の階段のラインですが、改正前の限度額8万円を超えるラインでありまして、税率改正による限度額ラインは青色の階段まで、所得階級分布が上がってくることを示しております。

以上、少し長くなりましたが、議案第27号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

14番。

●田宮議員 今回の引き上げ、今説明されましたけれども、平成16年度で508万円の不足になるんだということなんですね。

今言ったのは平成16年、それから平成17年度では4,883万円の保険税財源として必要な額なんだと。今回の税率をしないと、1,274万円の不足が生じると、こういうことで今回の引き上げをやるんだということなんですね。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） ご質問のとおりでございます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 町の財政が大変厳しくなってきたというのは、議員ですから非常に承知をしております。町の財政が苦しければ、一般の町民の皆さんの財政状況も大変厳しい、より一層厳しいのではないかというふうに思うんです。私は、やはり町の政治を進めていく上で、町民の皆さんの負担をふやさないでどう抑えていくか、そこに政治の要があるのではないかというふうに思うんです。

そういう点で、財政全体を見られて、いろいろとやられたのではないかと思うのですが、その結果、今回の引き上げだというふうになるんですか、その辺をもう少し具体的に説明していただきたい。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 国民健康保険の特別会計につきましては、一昨年から医療費に係る費用の増加と、それに見合った財源確保そのものが、平成15年度までは一般会計からの繰り入れという措置によって均衡を保ってきたと。この間、ご説明申し上げております町の財政危機という状況の中で、繰り入れの額そのものも従来のように潤沢にいただけるという状況にはないということになってまいりまして、一つのルールとしまして法定繰り入れ、いわゆる保険安定基盤に係る町の負担分等々の法定分、それから保険税の現年度分の収納率、いわゆる未納になる部分の相当分の額を繰り入れルールととりあえず定めようではないかといって、そのことで国保財政のここ当面、そういったルールで運営をせざるを得ないと。これは議員おっしゃられますように、これまで一般財源から繰り入れをしていた金額そのものが下がってまいりますから、不足する財源として医療分に係る税率改定をこの間、お願いをしてきたところであります。

そういう意味で、今回の介護保険の納付分について、財源不足が発生をするという状況の中では、一般会計からの医療分に対する支援が非常に先ほども申しあげましたように厳しい中で、短期的にどうしていこうかという段階でありまして、一般会計から介護納付金に対する不足分をここ一、二年いただけるという状況にはならないという検討の結果、やむを得ず加入をしております第2号被保険者の方々から、状況をお話しをしてご理解をいただこうと、税率を上げさせていただきたいというのがこの間の経過でございました。

介護に係る2号被保険者の負担がここ5年間の中で大きく伸びてきているという状況については、一方では介護サービスが充実をしていると。他方では、負担をする、今回の場合では2号被保険者もそうありますが、加入する人数がだんだん減ってきている中で自然に、サービスに係る費用がかからないとすれば、2号被保険者の負担は自然発生的にふえていくと。そのサービスに係る費用自体が、これまた伸びているという状況の中では、当初予定をした以上にですね、2号被保険者の負担すべき額がふえてきているという状況でありまして、その辺についてはぜひご理解をいただいて、今回の引き上げについてご理解をいただきたいなというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 14番。

- 田宮議員 住民負担をふやすということは、今の状況の中ではやはり極力抑えなければならない、そういうものではないかというふうに思うんです。国民健康保険税も、平成17年度では4,883万円は財源として必要になると。結局、必要になる額が4,883万円で、いろいろ保険税も平成17年度でどれくらい確保できるか計算してみたけれども、1,274万円不足が生じると。この分について、結局、町民負担で補おうということなんです。

私は、この町の財政全体を見て、そういうふうに町民の負担増を多くしなければ、国保の会計を支えることができないというふうに来たと思うのですけれども、これを100%町民負担で補うと。しかし、今町民の負担をふやすことは大変なことでありますから、少なくとも何とかやりくりして、この程度の引き上げはというふうな、そういう配慮がなされて、今回の値上げになったんですか、その経過を少し説明してください。

- 議長（稲井議員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） 町の財政状況、それから国民健康保険の特別会計の状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでありまして、そういう意味で今回、介護保険納付金分の財源が不足をするという時点では、医療分のように2分の1は一般会計から繰り入れをしていた等々の問題については、今回残念ながら一般会計からさらに支援をいただくということについては、断念せざるを得ないという判断でございます。

田宮議員おっしゃるように、今回の算定そのものは収納率を94%に見込んで、いわゆる100%入った場合という形では見ておりません。議会の皆さんにも、町民の皆さんにも、こうした算定根拠そのものがある意味では初めてテーブルに乗せていただくということになっているんだと思っています。医療分につきましても、本来でありますれば、1年間の安定的な事業運営のために、国や道からの負担は別にしても、加入者が負担をすべき保険税の算定の仕方そのものは、調定額で100%ではなくて、収納率を見込んだ中で財源確保をするようにというのが国民健康保険事業の基本であります。

ただ、従来そうした手法をとってきていないという意味では、今回の介護保険税の試算に当たりまして、収納率を掛けて、なおかつ財源を確保させていただきたいというものにつきましては、今回初めて議論をいただく中身ではないのかなというふうに思っております。

国民健康保険事業の運営全体の話から申し上げますと、ここ一、二年、まだまだ医療分も含めて厳しい事業運営をせざるを得ないという判断をしておりまして、そういう意味で今回の介護保険分の税率引き上げにつきまして、例えば何割かを町が負担をするということになっていないことについて、ご理解をいただきたいと思っております。

- 議長（稲井議員） 14番さんは3回終わったんですが。それでは、特に1回認めます。

- 田宮議員 新年度予算をこれから審議していきますけれども、私はこの住民負担増というのは、極力やはり避けるべきだというふうに思うんです。町の財政全体を見て、もっと削減する部分はないのか、人件費であれ、物件費であれ、いろいろな面で。そういうことがなされて、そういう説明があって、今回の住民負担増はいたし方なくこうだとい

うものがなければですね、私は納得ができないというふうに思うんですよ。

財政が苦しくなれば、住民負担増で切り抜けて、私は単純にその方法でいかれるということについては、厳しく批判しなければならないというふうに思っています。そういう点では、私はどの程度そういうことを考えられて、勘案されて、今回の引き上げになったのかという点では、住民負担増についてさほど住民の痛みを感じておられないのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 国民健康保険税の引き上げにかかわらず、公共料金の値上げ等も含めて、住民の皆さんのいわゆる負担すべきものがどんどんふえてくるということについては、この間の議員からのご指摘もありますし、我々の判断としましても、そういう厳しい状況にあるなという認識の中では、私どもも極力、住民の皆さんの負担を仰がない中で事業運営ができれば、これに越したことはないのですが、特に国民健康保険につきましては、事業を中断をするとか、そういう性格でないだけに、継続した事業展開について、その財源をどうするかということについては、私どもも非常に悩んできておるわけでありまして、そのことが住民の皆さんの負担を強いるということについては、結果的に大変厳しいものをお願いせざるを得ないということについて、重々認識をしているつもりでございます。

この間、ただ不足する財源を住民の皆さんに負担をしていただくという単純な話ではなくて、今回上げさせていただく分についても非常に厳しい内容であるということについての検討や認識については、事前に私どももさせていただいておりますので、その点で今回の条例改正案について、ぜひやむを得ない対応としての措置であるということについてご理解をいただければというふうに思っています。

議員おっしゃられるように、こうした厳しい財政事情の中で、特に医療でありますとか、健康保険でありますとか、福祉の中の何をという、やるべき事業の選択肢というのは、これからますます求められてくるのだろうというふうに思いますし、そのことが重要なことではないのかなという認識で、私どもも国保事業の運営、老人保健も持っておりますが、そうした運営にこれからも重々認識をしながら、努めていきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

1 番。

●室崎議員 私はちょっと別の角度からお聞きします。

一般財源の補てんというのができる、できないという話は、結局は財源が少なくなってくればくるほど、必要などころに入れて、必要でないところに入れないという価値判断になりますので、その点については私が後を続けても押し問答だろうと思いますから、違うところからお聞きいたします。

今回、財源として収納率推計94%というものを入れたわけです。今までは、全額とい

うことを前提にしての財源だったというふうにお聞きしたように思うのですが、もし私それ間違っていたら困るので。この94%推計という点について、もう一度説明していただきたい。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 介護納付金分の財源の見方でございますが、議員おっしゃられるように、平成15年度までは結果として全額調定分のうちから介護納付金の払う分を支出をするという手法でありまして、資料でござんいただいでわかるように、平成12年度から15年度までは介護納付金の財源としては充足をしていたと、いわゆる平成12年度でいきますと130万円ほどの余りがあったと。それから、平成15年度で申し上げますと、300万円を超える財源の超過があったと。こうした状況の中で、今までは税率もいじらないで推移をしてきたという経過がございまして、質問の趣旨から申し上げますと、平成15年度までは財源を100%見させていただいていたと。平成16年度につきましては、その100%の財源そのものも、納める分としては不足をすると。17年度の財源の見方として、推計をします調定額から収納率の推定を仮に置かせていただきまして、94%の収納率の場合にこれだけの財源が確保できるという推計の手法をとらせていただいたということでございます。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 その94%なんですけれども、新年度予算、新年度予算というのは16年度のですね。それを見ますと、収納率94で計算をしていますよね、予算を立てるときに。

そうすると、現行の料金でも、94%で見なければならぬ程度だろうというふうに思われるんですよ。それが今回、財源として計算をするときにも、同じ94%で見ている。そうすると、この後滞納率はふえてくるというふうには考えられませんか。

そうすると、当初から94%を入れて計算してみたところで、結局は財源不足に陥っていく。そうすると、また上げなければならないから、また滞納率がふえる。悪循環に入っていくだけではないのかという気もするのですが、そのあたりはどのようにお考えになって、こういう手法を取り入れていったのか。

結局、94にするだけ個人負担ふえますよね。だから、いわば最初から、この保険料は高くなっていきますよね。高くなった分だけ、この不景気で皆さん生活が大変ですから、その分だけやはり滞納率というのはふえてくるのではないかと、収納率は下がってくるのではないかとというふうに考えるのが自然だろうと思うんです。このあたりはどのようにお考えになっているのでしょうか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 介護納付金分の保険税の収納率でございますが、制度ができました平成12年度では、一般分それから退職分合わせて、現年分95.08%でありました。

平成13年度には、95.22というふうに伸びているのでありますが、平成14年、15年、少しずつ下がってきておりまして、15年度実績で申し上げますと92.45%、17年度推計をしております94%には到達していないという状況でございます。

議員おっしゃられるように、収納率が下がってきたときに財源不足が発生をすることにつきましては、おっしゃるとおりでありまして、これは一般会計の方にもその財源補てん、介護保険分の収納されない分として、財源豊富ではありませんが、滞納繰越分もつぎ込んでどうなのかということも検討するわけですが、あわせて不足する分については一般会計の支援も、その中でお願いをしていかなければいけないというふうに私どもは考えているわけでありまして。

2つ目の収納率を見込んだ中で、調定額そのものを確保する場合に、いわゆる引き上げ率そのものが上がってくるのではないかというお話はそのとおりでございます。先ほど来の議論も含めて、私どもは一般会計からの、医療も介護分もあわせて支援策をどうするかということについて、この2年間ずっと議論をし、またご意見もいただいてきているわけでありまして、何せ支援をする側の親会計の、いわゆる一般会計の事情がそういう事情にないという中では、やむを得ずこうした手法をとらせていただいたということでございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 価値判断の問題については、余り論議をしても論議にもならないとは思いますが、結局のところ今まさに最後に担当課長おっしゃったように、親会計が大変なんだから出す金はないよということでもって、全額個人負担の方に回しなさいという価値判断になったと思うんですが、町のものだけではなくて、国の税金から始まって、すべてが今上がってきています。そうでなくても、この不景気の中でもって収入が皆減っている中で、負担がどんどんどんどんふえているというのが現実です。

そういう中で、少しでも負担を抑えるという、そういう配慮というものがやはり必要ではないのかという意見は、当然出てくると思うわけです。これは、担当課一課の問題ということではないと思いますし、それから担当者においては大変苦しいところだろうとは思いますが、やはり全体的な中で個人負担というものについてはどうあるべきか。そして、全体的な政策の中で、どれを取って、どれを切り捨てていくかという判断になっていくと思うんです。そういう検討が全体的にどのように行われて、この議案が出てきたのかというところについての説明が今の議論の中には非常に乏しいと思うので、その点についてご説明をいただきたいわけです。

●議長（稲井議員） 行財政課長。

●行財政課長（齊藤課長） 今、国保会計含めて全体的な話になろうかと思っておりますけれども、そういう立場で私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

平成17年度の予算編成に当たって、国保会計も含めての全体的調整を財政当局の方で行っているわけでございますけれども、まず国保会計の部分での2号被保険者の保険料

を含めて、介護保険の基本がございます。そういう中で、後者が50%、さらには保険料の中で50%確保していくというのが基本でありまして、そういう中で仕組みというのですか、国保会計に対する全体的な財政調整をさせていただいていると。この部分については、基本的には、先ほど94%の徴収率含めて、過去においての確保はされてきているわけがございすけれども、いずれにいたしましても従来の法的な部分での負担、それと保険税不足、赤字補てんと申しますか、それを含めて過去においては、平成15年度までにおいては、全体としては国保会計としてはやってきてございます。

ただ、この2号被保険者についての保険税の中身を見てみますと、実際的にはその中で介護分と医療分とがあるわけがございすけれども、平成16年度からこの収支のバランスが崩れているという状況にありますので、それらのことについて国保会計をきちんとどのような形で成り立たしていくのかということも含めてあるわけがございす。

そういう中で、大きく医療費が増大していることもありまして、一般会計といたしましては平成17年度当初でございすけれども、1億4,717万9,000円という1,052万円の増額をしているわけがございすけれども、一つの財政改革の中でのルールづくりをさせていただいたと。その中には、国保会計の中ですべてが賄えるという状況ではないというふうには財政当局も認識しておりまして、そういう中での財政調整交付等の、いわゆるラインというのがございまして、それが94%というラインでございす。

そういう中で、それ以上、保険料含めて徴収ができればいいわけがございすけれども、ここを努力目標として、やはり国保としても経営健全化をしていただきたいというのが全体的な話として議論をしてまいりました。そういう中で、この94%ラインというのができ上がってきております。

そういう意味で、決してこの中身について、この保険料でございすから、当然住民負担の、それを見直すということになりますと、増になるところでございすけれども、全体として住民負担については昨年度もいわゆる見直しをさせていただいたと。そういう中でありますので、基本的にはほぼ全体としては町民負担をしていかないという方針を立てさせていただいた中で、個々の部分でのやはりルールというのがございまして、その会計、会計ごとの一つの基準がございすので、我々としてはその中で努力をしていただくということを含めて、この国保会計については一つの財革のルールということの赤字の補てんの仕方、それと本来持たなければならない数値を含めて措置をさせていただいております。

答弁になったかどうかわかりませんが、いずれにいたしましても、その不足する財源をその会計においてある程度賄わなければならないというのが特別会計含めて、企業会計含めての仕組みもございすので、そういう中で今回の調整をさせていただいたというのが実態でございす。

いずれにいたしましても、これらの状況を含めて、何とか全体のオール厚岸の中での特別会計、企業会計、一般会計の中で財政調整をさせていただいた中で、きちんとした財政運営をしていくということの基本にしておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

●音喜多議員 確認の意味で、ちょっと尋ねておきたいと思います。

今、財政課長がお話されていたとおり、平成16年から収支のバランスが崩れてきたと、こういう資料をいただくと、そういうことなんだとわかります。

それで、これ当初、発足した平成12年の段階で、この利率できたときにはやはり16年度でこのバランスが崩れるというふうに当初から見ていたものなのかどうなのか。言ったら、崩れたら崩れたときで見直せばいいという考え方ができたのかどうなのか。当初の発足の時点では、どういう見方をしてきたのかと。その辺の甘さというか、赤字になってから、もう一般会計からも繰り出しもできないし、ここでやっておかなければという気持ちはわかるのだが、そうすると赤字になるとしたならば、どこが悪いのかとか、一般の家庭では考えますけれども、何かしなくてはいけないとか、どこかから補てんしなくてはいけないということは考えるけれども、一に今の段階では国民というか、町民負担という言い方で受けとめざるを得ないのですが、当初の発足時点ではどういう関係でできたのかと。

それから、今与えられた資料でいけば、ことし仮に上げても、そこをちょっと確認しておきたいのですが、いつまでこのままいけるのかという問題も出てくる。提出されている資料の中によれば、いわゆる2号保険者、平成12年から比べて17年度で219人減っていると、だんだん減っていくばかりですね、好転しないわけです。ましてや、1号保険者はふえてくると。

そんな状況の中で、早くに言われていた、介護保険というけれども、町民の負担でと。その負担は、きちんと計画的に立てられている町に、やはり老後のことを考えなければいけないねとよく言われていたことではないですか。退職したら、自分の健康のこと、老後のことを考えれば、やはりそういうきちんと充実している町に引っ越していこうかと。今、現にこうして本当の現実にそういう形が、これはまさにそのことでないのかなと思われるような状態にきている。

ほかの町も大変でしょうけれども、それなりにこの部分、老後というのは避けて通れない部分で、もう早くから少子・高齢というのは言われていたことですから、町の計画がしっかりそのように立てられていたのかどうなのか。非常に、今日のほかのものを引き上げ、国もそうですけれども、そういった点から考えると、厚岸町の町の今回の引き上げについては、どういう計画性があったのかなというふうに伺っておきたいと思いません。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 平成12年度からの介護保険制度をスタートするに当たって、国保だけではありませんが、40歳以上64歳までの、いわゆる第2号被保険者の負担のあり方というものは、先ほど資料で少し説明をさせていただきましたが、全体の費用の半分は国が持ちますと、残った半分のうちの32%が第2号被保険者の負担分ですと。そのうち、事業主負担が半分あったり、国保が半分入ってきたりということで16%分、失礼しました。スタート時では32ではなくて、33%の負担でありましたが、平成15年度から

1%下がりました、今の率になっているということではありますが、これは制度のスタートの時点から、負担すべき根拠として示されていたと思います。そういう意味で、平成11年度の保険税率等の中に介護納付金分というものが条例で規定をさせていただきました。

当時、平成12年度納付に必要な財源を確保するために、現行の所得割で1%、それから均等割・平等割、それぞれ規定がされて、これで財源確保できるなということでしたと聞いております。

議員おっしゃられるように、介護納付金分に係る、いわゆる計画性といいますか、それはおっしゃられるとおりに平成12年度スタート時点で決めた率が、いつまでもその率でいいわけではないわけでありまして。資料の中でもお示しさせていただいておりますように、ある都市では2年前の費用がもらい過ぎたので下げますというようなものも出てまいりました。私どもの市町村共済組合もそうなのであります。基本的には負担すべき率を毎年見直して運用がされております。そういう意味では、国民健康保険も従来もそうあるべきであったんでありまして、財源が足りなくなったから泡食ってやるということではなくて、平成17年度以降も毎年必要な財源を確保するためにというものを試算をして、それに見合った財源確保というものをつくって、議会でも議論をいただくということをしていかなければならないのではないかなというふうに思います。

現在、毎年上がり基調でありますから、18年度は下がるのかという展望は持てないのではありませんが、新しい介護の制度の仕組みもスタートをするという中では、平成18年度の納付すべきものというのは、また新たに計算がされて、幾ら幾らということが示されます。この示される時期なんです、12月の末あるいは年がかわって1月の初めころというものに概算納付額の通知が参ります。新年度予算を組むぎりぎりの段階なんです、これを反映をさせた中で、次の年の予算を見ていくということから毎年やっていく必要があるのではないかと、そのことが議員おっしゃられる計画的な事業運営ということになるという認識でおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 毎年、そういう形で見直していかなければいけないというか、そうすると現在の情勢からいくと、1号被保険者はふえてくるし、2号被保険者は少なくなっていくと。そういうことを考えれば、延々と続くというか、そのイタチごっこというか、今示されている数字だけでも平成32年、それまでいるかどうか分からないという人もいっぱいいらっしゃるわけですが、それまで延々と減っていくわけでは

いずれにしても、そういう見直しをしていかなければいけないということになります。負担で今の状態というか、介護保険を見ていくというか、やはりそのかかる経費が本当にそれだけのことをしなくてはいけないのかとか、これは本当に今のお金の問題でなくて、今度介護保険の方に入ってしまうわけですが、医療費も当然ですが、そういう形でいかざるを得ないと思うのですが。

いずれにしても、今後も今言われたように毎年見直しの中で上がっていくというふうに見た方が私はいいのかというか、そのように状況を聞いていて認識したのですが、

担当者としてはどうなんですか、その辺ひとつ。

それから、先ほど来言われているように、厚岸町の町、いわゆる納めていただく方は94%しかいないと。だから、6%の方々がいわゆる免除というわけではないのでしょうけれども、延々と繰り越し、繰り越しという形でいくのか、そうせざるを得ないというふうに認識されているのか、その辺いかがですか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私どもの方は、国民健康保険という立場で、介護保険の費用を負担をするという形の中で申し上げさせていただきますが、これまでの介護サービスに係る費用の推移をみますと、議員おっしゃられるように今後もふえ続ける傾向にあるのではないかというふうに思います。

ただ先般、一般質問の中でも介護保険の見直しというお話がありました。この見直しの中で、介護サービスに係る費用そのものが全体的にどういうふうに動いていくのかというのは、私どももまだ私どもの立場で専門的に分析をしておりませんので、そこにお答えするだけのデータは持ち合わせておりませんが、言えることは国民健康保険があって、高齢者の老人保健制度があって、その後、介護保険制度ができてきたと。この3つの事業をしてみますと、総体が100であって、介護保険ができたことによって、そのうちの20が介護保険に行って、国保や老人保健の医療費が100であったものが80になってということであれば、計算しやすいのでありますが、この間見てみますと決してそうではないと。全体の費用そのものが110、120というふうにふえてきているという状況の中では、私どもも介護保険がどうのこうのという前に、介護保険制度を支える側の立場として、制度のあり方、負担のあり方について検討をし、関係団体とも連携をしながら、申すことは申していく必要があるのではないかという認識でおります。

それから、6%の未納分でございますが、基本的には皆さんに全額納めていただくということが基本になるわけでありまして、事情あって未納になった方々に対しては、納税相談等々含めて納めていただくということに、接点を持って進めていくということについて、これは医療分もそうであります。従来どおりそういった努力をしていかなければならないというふうに思っております。

結果として、努力したから入るというものではないというものも、これまでの経験からそうでありまして、そういう意味では残ったものが繰り越しになって、1年で入ってくるのか2年で入ってくるのかという、さまざまな条件が納めていただく方の側にありますから、そういう意味では最終的に入ってこないということもあるかもしれません。そういったことのないように、私どもも税務課とも横の連携なんかもきちんとさせていただきながら、臨んでいきたいというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 何度お話しても、押し問答になってしまうと思うのですが、今最後の部分の厚岸町の町全体の中での今までの納税関係が約6%の方が、はっきり言えば納めなく

で得しているというか、そういう言い方は失礼かもしれないけれども、やむなくそういう状況にあると。しかし、一生懸命まじめに納めているというか、本当に地道にやっている人も、納めてきちんと生活している人にしてみれば、100人に6人が納めていないという現実があれば、本当にそういう言葉も感じられるかなと。一生懸命になっている人ほど、そういう……。だからいいというわけではないわけですが、それに立ち入る税務課の方は大変だろうというふうに思います。

この介護保険だけではなくて、国保だけではなくて、一般の税金についても、今までのいろいろな多くの議論の中で、やはり厚岸町の町というか、94あるいは95、どこの町にもあるのでしょうかけれども、そういう納税的なのというか、意識というよりも、非常に生計的に厳しい町というふうに見た方がいいのかなというふうに思います。

払っている者というか、納めている者だけで運営していくということになれば、どこかにそういうひずみというか、そういった問題が出てくるかと思えます。それは、これからも心して、ぜひ当たっていただきたいなというふうに思います。

最後に、同じことの繰り返しになるかと思えます。懸念することは、これからのこととございます。同じ繰り返しになるけれども、1号被保険者がふえて、2号被保険者が減って、そしてサービスはよりよくというか、お金のかかることはするとすると、当然それは今のような繰り返しになるのですが、やはりそこをしっかりと見極めて、現状のままはどういうサービスをしていって、町民にもそれなりの負担というか、やはり所得というか、町民の生活所得というか水準ですね、それが厚岸町の場合は非常に私は低いと思うんですよ。一部には、高い世帯があるかしらんけれども、いわゆる資料にもあるように、所得水準というか。

別な角度から今調べたら、都会ではというか、一般的なところでは600万円から800万円が所得世帯と言われてはいますけれども、厚岸町の場合はそれらから見ると非常に低いと。そんなことからすれば、それ相応の身の丈のことを考えていかなければならないのではないのかなというふうに私は思うのですが、その点はいかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 介護保険制度のこれからのあり方についてであります。先ほどと重複するかもしれませんが、私どもはかかる費用をどんどん払えるという財政事情にもない、加入者の実態もそうであるという認識のもとに、介護保険制度とそれを負担する、いわゆる現行規定でいきますと、2号被保険者の負担のあり方、それから医療保険制度の果たすべき役割等々について、非常に一自治体でどうこうできるという課題ではないだけに、非常に難しい部分はあるのであります。さらに研究をしながら、国に対していろいろな制度の要望等も含めて、抜本的な制度の改革等も含めてですね、意見を出せるものは積極的に出していくということに進めていきたいというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 税務課長。

●税務課長（大野課長） 私の方から、税に関する点につきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

さきに町民課長の方からも、いろいろ国保税に当たってのご答弁を申し上げてきたところでありますけれども、ただいま質問者からも、この議会におきましても幾度となく、この税の問題につきましてご質問をいただいていたところでございます。

そんな中で、この国保税につきましても、それぞれ限度額が53万円、それに平成12年度から介護保険制度が入って、限度額が8万円ということで、61万円の限度額という中で、ここしばらく続いてきておりますが、この国保税につきましても、相当以前には83%から84%台を推移してきたところでありますけれども、納税者の方々の理解もいただきながら、先ほども答弁されておりましたけれども、95%の収納台を確保してきたときもありますけれども、ここ一、二年、94、去年は93.58ですか、一般のですね。

そういった中で、介護も入りまして、そのときそのときの経済状況が大いに左右する面が一番大きいわけでありますけれども、厚岸町も産業を初め、いろいろな面で言われるように所得も下がってきている状況下にあります。そんな中で、一方では、こういった税の負担も国から初め町に至るまで、ふえてきているのも現状でございます。

そういった中で、私も税務課といたしましても、この国保税の制度を十分説明を申し上げながら、特に昨年度から国保税の徴収員も1名増員しまして、そういった制度の普及と個別の訪問をさせていただいて、納税相談の機会を多くして当たってきてございます。そんな中で、本年は経済状況等とも相まって、若干努力をして上向きに現在あるところでありますけれども、いずれにいたしましても、この料金の改定等を行っておりますので、非常に厳しい状況下にあります。

そんな中で、先ほど申し上げましたように、一層努力していかなければならないと。そうでなければ、やはりおっしゃられるように税の公平上ですね、払う人は払う、払わない人はいつまでも払わないと、そういう状況であっては公平を欠くということで、そういうことを肝に置いてやっておりますけれども、一層の努力を続けていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

12番。

●谷口議員 収納率が94%ということでは言われているんですけども、ちょっとお聞きしたいのですが、今回この引き上げが行われますよね。そうすると、限度額も今回は低い方に下がってくるというふうになりますよね。それで、このしわ寄せは、結果的にはこの限度額ぎりぎり、このあたりに集中してくるのではないかなと、大きくしわ寄せがあるのかなと。

それと、もう一つお伺いしたいのは、結果的に現在94%を見込んでいますけれども、滞納者の状況なんですけれども、これはどういう状況があって滞納になってきているのかということも、やはり知っていかなければならないのではないのかなと。アクシデント、トラブル、どういうことがあって滞納につながっているのか。あるいは、今までの負担がやはりその世帯にとっては、もう耐えられないような状態にあって滞納になって

いるのか。そういうことと、今回のこの改正がきちんと連動していくのかどうなのかというあたりでは、どういうふうに考えているのか。

それで、この滞納の状況なんですけれども、この表でいくと、どのあたりにその滞納が集中しているのか、それらについてもちょっとお尋ねをしたいというふうに考えます。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お配りしました資料の所得階級別の中でごらんいただきたいと思うのでありますが、限度額ラインが先ほど今回の税率等の引き上げによって、750万円の1人世帯のラインから500万円の1人世帯のところまで上がってきているという説明、先ほどさせていただきます。今回の引き上げそのものでありますが……。

●谷口議員 もうちょっと大きい声で、耳が悪いんだおれ、聞こえない。

●町民課長（久保課長） 聞こえない。はい、すみません。

限度額のラインが上に上がってきている、所得の低い方向に上がってきているというのはおっしゃるとおりでありまして、限度額そのものが据え置かれるという、8万円という年額の限度額であります。これが据え置かれて今回の税率等の引き上げをするという中では、自動的に上がってくるという形にならざるを得ないということになります。

この負担のしわ寄せのお話でありましたが、増加率そのもので見ますと、均等に増加率そのものが分布をしております。限度額を超える、現状で限度額に近い、あるいは既に超えているところは税額の変化はございませんから、上がるものはありませんということになるのでありますが、限度額に近い所得階層については、上げ幅そのものも率が下がってくるということがこの表で言えると思います。

そういう意味では、所得階層が限度額を超える世帯での財源確保というのはいくつかの点から、所得のこの階段のラインから上の方に、いわゆる所得が下がってくる方にそれぞれ均等に、均等という言い方は失礼ですが、負担の割合としてはほぼ均等に負担がかかってくるということが、今回のこの分布図の中で言えるというふうに思います。

滞納者の状況につきましては、税務課長の方からお答えをさせていただきます。

●議長（稲井議員） 税務課長。

●税務課長（大野課長） 滞納の状況でございますけれども、平成15年と16年度の2年にわたっての国民健康保険税の税率等の改正を行っております。その時点で、そういった滞納状況の資料を提出させていただいて、説明を申し上げてきたところでございますけれども、いつも申し上げるのは同じ内容になりますけれども、やはり漁業が多く連なっている地帯の滞納等が多くを占めておりまして、どちらかと申し上げますと、やはり階層的には300万円から400万円台の所得階層の中の、限度額よりも下の大体三、四十万円の保険税額の、そういった世帯の部分、あるいは下の方の部分、そういったところが主

に滞納がふえている状況でございます。

それと、ここ二、三年の景気の状態等によりまして、リストラ等によって社会保険から国保に入ってきて、その中で収入が少なくなったといったような関係等が主でございます。どうしてもこの漁業地帯の多くのところに滞納が出ているというのが実態でございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今、説明を聞くところで言えば、要は厚岸町ではある意味では一番重要なとか、一番頑張っていたかなければならない、そういうところに滞納としわ寄せが逆に行くのが今回の改定ではないのかなというふうに思うんですよ。

結果的に、限度額がこれでいくと下がってきて、そうするとそこにしわ寄せが行く。また、滞納も当然そこで発生すると。悪循環を生み出してくるのが今回の改定ではないのかなというふうに考えるのですけれども、その辺ではどうなんでしょうか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

質問者おっしゃるように、医療分、介護分、それぞれ限度額がございまして、これを超える分については支払うお力があっても、そこからはいただくわけにはいかないという制度の中で、今事業運営といいますか、制度を規定しているわけでありまして、これは厚岸町独自で決めるということではなくて、地方税法を基本としながら所得の把握の仕方、それから限度額についてもそれぞれ規定をしながら、全国でこういった制度でやっているという意味では、厚岸町だけが今回負担をいただく分で所得階層の低い方にしわ寄せを寄せているという状況でないことだけはですね、制度上の問題として、そういうものではないということについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

私どもも、推計試算をさせていただく中で、今の医療保険制度そのものの、いわゆる前期高齢者といいますか、70歳以上の方々も国保で負担をするという制度に変わってきたと。そのことが多少は、老人保健から対象者が移動してきますから、老人保健も多少は財源として負担する分が下がってくるのでありますが、先ほど言いましたようにイコールで、老人保健が10下がって、国保が10ふえるというものではないと。100のものが105になったり110になったりという制度のはざまの中で、今医療保険そのものも運営をしているということでありまして、そういう意味で医療保険事業の運営のあり方として、今の限度額の規定のあり方についても非常に疑問を持っているわけでありまして。

ただ、疑問を持っているから、そのことを厚岸町独自でできるかということ、そうではないわけでありまして、そのことだけの制度の見直しということではなくて、制度全体の医療保険のあり方というものについて、私どもももっと市町村、保険者の立場で意見を言っていく必要があるという認識で、日々取り組んでいるわけでありまして、そういう意味で今後も引き続き、国民健康保険制度の中での介護保険の負担、それから医療保

険制度そのものの制度の負担のあり方についても、従来からも国が責任放棄をしているというお話もありました。

一概に、そういう主張だけではいけない部分もありますが、市町村国保の立場で言うと、国がきちんと制度をしっかりとしたものにしていくということがですね、我々も安定した事業の展開が、次の展開がしていけるという意味では、制度の抜本的な見直しというものも引き続き訴えていきたいというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 私が言いたいのは、限度額のぎりぎりを行くひとに、やはりすごいしわ寄せがあると思うんですよ。当然、所得の低い人も大きなしわ寄せがありますけれども、その点で今滞納の問題を聞いても、その面ではある意味では滞納は多く出ているということになれば、本当に担税能力がどういうふうに厚岸町の中にあるのかと、そういう能力を超えたものをやっていないのかどうなのか、次の活力を見出すことができるような仕組みで、そういう体系をつくられて、今回の改正になっているのかどうなのか。これによって、すっかりもう力をなくしてしまうというようなことになったのでは、やはり困ると思うのですよ。その辺では、どういうふうになっているのかということをもう一度お伺いいたします。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えきちんとできるかどうかというのは、所得水準とそれから負担の額の問題で、負担が重過ぎるのではないかというお話については、ちょっと私も所得の把握の問題含めて中身がわかりません。給与所得者であれば、大体想像はつくのでありますが、中には個人事業者であったり、それからほかの保険制度に入っていない方で国保に入っているという方の所得の把握の仕方というものも多数あると思いますので、そのことについては私の方からは触れさせていただくことはできないのでありますが、申し上げられますことは、怒られるかもしれませんが、制度として医療保険制度を市町村国保が保険者としてやっていくということについては、異論がないんだと思うのだけれども、その事業を運営していく上での費用の負担のあり方について、所得の把握の仕方、それから世帯当たりであったり、人数当たりであったり、町によっては固定資産税の半分を保険税にいただきますというような規定をされているところもありますが、厚岸町の場合は三方式、所得割と世帯当たりと人数当たりということで規定をさせていただいて、必要な財源をその中でお願いをするという制度の仕組みの中で、今回必要な財源をこれだけいただきたいと。今回、推計させていただきましたのは、4,880万円以上の調定額の増が欲しいということでの推計でありましたから、そういった一つのルールに基づいて、必要な財源を推計をさせていただいて、その必要とする財源について、それぞれの所得階層、それから世帯ごとのいろいろな条件ありますが、そうした中で規定に基づいた負担をしていただくということについては、事業を安定的にやっていくという上では、必要なルールだというふうに思っておりますので、その辺はぜひ国

保事業をやっていく上での財源確保のルールということで、ご理解をいただきたいというふうに思うのであります。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

15番。

●佐齋議員 いろいろな質問出ましたけれども、ダブるところもあると思いますが、ご了承願いたいと思います。

一昨年ですか、7本案の値上げであっていろいろ議論されたわけでございます。そのときに、健康保険税が1回にいくのは大変だということでもって、2年かけて値上げをしたわけでございます。そのときに、介護保険の財政的な問題でもって、想定できなかったんですか、これは。また再度、値上げしなければならなかったという、想定できなかったのか。

それと、昨日もテレビでもってやっていましたね、この介護保険。北海道の、名前出せないからある地区と、それからどこか本州の方と、大体3倍くらいの保険料の格差があると。だけれども、サービス量は同じだと。保険料は違うんだけれども、サービス量は同じだという話をテレビでやっていました。

それから、さっき音喜多議員からも出ましたけれども、結局、少子・高齢化になって、受ける人がふえると。だけれども、払う人が減っているんだとなった場合、今回例えば値上げしても、それが将来的にどのくらいまで持つのかと、そういうことは想定されているのか。

それから、先ほど健康保険のあれを7本案でもって値上げしましたよね、値上げする前に滞納率と、それからこの2年間値上げしてからの滞納率はどう変わったのか、それについてお聞かせを願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 医療分の税率の改定に当たって、当時、介護納付金分についての見通しはどうだったんだと、見通せなかったのかというご指摘であります。その時点で実は金額は別にしまして、財源が不足をしていくなということについては承知をしておりました。

ただ、国保事業の中で大きなウエートを占めます医療保険の税率を改定をさせていただくということを先行してといいますか、議論をいただいて税率の引き上げをしていただくと、そのことの被保険者の負担そのもの問題が当初からといいますか、国保運営協議会の諮問段階から、そういった話が重点的にされました。1年でできるのかどうか、2年に分けるべきではないかという、加入者の方々の負担のあり方として、急激な負担はすべきでないという議論が中心でありまして、その中で私どもも介護保険の分も実は2年目に上げさせてほしいというところまで、提案として出し切れなかったということについては、率直な当時の分析であります。

そういう意味で、1点目のご質問については、見通しそのものはあったのであります

が、まず医療分について議論をいただいて改定をいただくと。その後に、介護分について改定をいただくお願いをすることで、この間進めてきたわけであります。

介護サービスについて、受ける人がふえて負担する人が減っていくという中で、財源見通しどうなんだというお話がありました。私どもも、率直に言って、このままふえ続けていくということについては、国保事業を担当させていただく立場でも、非常に不満であります。

ただ、これは国の制度として、医療が果たす役割と介護サービスが果たす役割、それぞれ学識者も含めた議論が上でされて、結果的にでき上がったものが各市町村の果たすべき役割として法で規定がされて下りてくるという意味では、なかなか率直な私どもの現場の意見そのものが組み入れられるだとかというものでもないし、負担を少なくしてくれといっても、サービスどうするのよという問題が一方でありますから、サービスを切ってしまうと負担を少なくするというのであれば、これは見えやすいのでありますが、なかなかそうはいかないという制度の仕組みになっておりますので、その辺については財源見通しも含めて、今の時点では立っていないと。

先ほどもお話しさせていただきましたが、今の基調でいくと、介護サービスに係る費用も、従来ほどではないにしても、増え続けていくというふうに私どもは思っているところであります。

●議長（稲井議員） 税務課長。

●税務課長（大野課長） 私の方から、国保税につきましてご答弁させていただきます。

前年度と比較して、この値上げをしてからの状況はどうだというご質問かと思えますけれども、先ほどから申しておりますように、平成15年度の決算では、既に終わったわけではありますが、国保税総体の中では国民健康保険の一般・退職・医療・介護を入れまして93.22%でありました。その中でも、一番調定額の多くを占める一般の医療分です、ね、この分につきましては92.86%という状況であったわけであります。

それで、本年の状況でありますけれども、今3月ですが、2月末の現状では、ただこの改正によりまして納期が8期から9期に1期延びてございます。2月から3月までになつてございますので、単純に前年度と比較することが困難なところあります。

そんなことから、私どもも前年度の数字と単純に比較できないものですから、ちょっと苦慮はしているのですけれども、一般の税につきましては、すべてが前年度を上回る状況でございます。そんな中で、国保税もそういった状況下にあるかなとは思いますが、本場の概略な比較で申しわけないのですが、今後の収納、5月31日が現年度分の出納閉鎖でございますけれども、それに対してあらあら、個々の今までの滞納状況だとか、納入状況だとか、それらを勘案いたしまして、今のところ本場の概略でございます。一般で91.5%程度、それから退職で98%程度で、約92%を確保できれば、何と申しますか、収納率の確保に向けて努力をしてきた成果が出ているのではないかなと、このようには考えております。

そんなことからいきますと、総体の94%という数字にはちょっとほど遠いわけでございますけれども、今回の改正に当たっての状況から申しますと、こういうところかなと

いうのが現状でございます。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 国保の値上げのときには、大体わかっていたんだということで、いろいろ今回も、いつも出ていますけれども、医療費や何か結構値上げしているんですよ。それだけ結局、町民の負担がふえているわけでございます。

そんな中で、我々もあのときはやむを得ず値上げを賛成したと。であれば、結局3年続けて値上げするような形になりますわね。結局、何か後出しじゃんけんみたいなもので、後からボンと介護保険つけてきたような形になるんですよ。

だから、そのときにわかってあれば、これはある程度説明をね、将来的にこうなるんだという説明をしていただかなければ、その場その場でもって、また値上げ通したと、やむを得ず通したと。だけれども、またもそういうのが出てきたとなればね、ああそうですかということにはならないと思うんですよ。

それから、収納率もやはり若干下がっていますわね。そうでしょうね、値上げすれば、また上積みですから、やはり払うの大変だと思うんですよ。だから、さっきも課長言ったように、結局集金する人をふやしたんだと、金ふやしたんだけれども、収納率は上がらないんだとなれば、これ何というんですか、経費はかかるけれども、集金率が悪くなれば、これちょっと普通考えられないんですよ。金出して人を雇っていてどんどん上がるのならいいけれども、人を金出して雇ったんだけれども、収納率は悪いんだとなれば、我々民間でもちょっと考えられないわけなんですけれども、その辺はどうですか。もう一度、お答えいただきたいなと思います。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 一昨年の医療分の引き上げの際に、介護保険分についてもこうした状況にありますのでという説明が不足していたがために、ご指摘のように保険税としては3年連続上がることになるのではないかとのご指摘については、ごもっともだというふうに思います。

私ども、不足するのではないかとこの想定の中で、金額としてどの程度というものが出てきませんだけに、負担が上がり続けていくと、今の税率では耐え切れないというだけの状況でありましたので、具体的にお話しなかったことが、結果的に大変不適正な対応になったということについては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

基本的には、介護保険納付金分については、毎年きちんと推計をして見直しをさせていただくと。引き上げなくていいものについては説明をして、そのまま据え置いていく、余った場合につきましては減額措置もきちんと対応をするということの対応を毎年していこうということで、私どもも受けとめておりますので、そんなことでこれまでの対応の不適正さについてはおわびを申し上げながら、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 税務課長。

- 税務課長（大野課長） 税の低下のお話でございますけれども、まず調定額がこの値上げに伴いまして6,500万円近く上がっております。そんなことからマイナスと、その税の改正のときのご質問にも私答えておりますけれども、調定がこのように伸びてまいりますと、国保税も今までよりもやはり下げたくはないけれども、下がらざるを得ないような状況にあるということで、90%台は確保したいと、このようにたしか答弁していたと私は記憶しております。

そういったことで、その調定額がふえているにもかかわらず、何とか92%近くの収納率を確保したいということで、それだけ額が上がっているわけですから、人を雇用しても成果は十分に上がっていると、私はこう思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

- 議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、……。

（「討論」の声あり）

- 議長（稲井議員） 討論ありますか。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番。

- 田宮議員 私は、議案第27号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をするものであります。

国民健康保険税、これは所得税を払わなくてもいい人、払われない人ですね、それから住民税を払わなくてもいい人、そういうでも国民健康保険税はかかるんです。すそ野の広い、そういう課税形態であります。

加入者は、農民・漁民・中小商工業者、それに従事する人、さらには他の健康保険に加入していない一般町民の方々が入っています。ほかの政府管掌健康保険であるとか、役場の職員の皆さんが入っている共済組合の健康保険ですか、そういうところから見ると財政力は弱いというふうに思います。

そういう中で、国はかつて45%の補助を国民健康保険にしておりました。しかし、この国の補助も早い段階から減らしてきておりますし、平成17年度、三位一体改革でさらに減るといような状況であります。それは、今言ったように、国民健康保険の財政力が加入者の状況からいって弱いために、国が補助をするということになっているわけで

あります。

そういう中で、国保税の値上げ、私は大変加入している人にとっては重い負担になると。国が補助を減らして以降、それぞれの国民健康保険の運営が大変厳しくなってくるということで値上げが図られ、滞納者もふえるという現状が各地であらわれております。この滞納をどう対処するか、厚岸町ではそういうことはやっておりませんが、他の市町村では短期保険証を発行する、資格証明書を発行する、こういう措置がとられています。いずれも、窓口で一たん10割払わなければならないと、こういうことなんです。厚岸町では、そこまでまだやっておられませんけれども。

私は、国民健康保険加入者の状況からいって、税負担を高くするという事は、結局滞納をふやすと、こういうことになりますし、滞納がふえれば、どう滞納を減らすかということで、ほかの市町村がやっているように短期保険証を発行するとか、資格証明書を発行するとか、そういうことになっていく懸念が大きくあるわけでありまして。

しかも、この国民健康保険は、厚岸町でも医療給付分、そして今回は介護給付分ということで、連続した値上げになってきております。これは、住民に大きな負担増になってきているわけでありまして。私は、こういうことから、国民健康保険税を引き上げる。そして、しかもそれは、先ほど言ったように医療給付分はついこの前引き上げられた、今度は介護納付分について引き上げだというような形で、引き上げが頻繁に行われるとするならば、これは大変な状況になるのではないかというふうに思います。

私は、少なくとも、町民の皆さんが国民健康保険税が払いやすいような形でやられなければならないものだというふうに考えています。少なくとも、国民健康保険によって命を守り、健康を守る、こういうものでありますから、そういう点で財政が逼迫すれば引き上げだということについては、反対せざるを得ないわけでありまして。

財政全体を十分に見直して、そして住民負担をふやさない方向で町政の進展を図っていただきたいということを最後に申し上げて、議案第27号 国民健康保険税の一部改正条例について反対をするものであります。

●議長（稲井議員） 次に、賛成者の発言を許します。

7番。

●中屋議員 私は、議案第27号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正は、国民健康保険加入者のうち、介護保険2号被保険者が負担する介護納付金の保険税率等の改正であります。平成12年度にスタートした介護保険制度は、この5年で介護サービス費用が大きく伸びており、これに伴い費用を負担する第1号、第2号被保険者の負担増が伴っているわけでありまして。

先ほどから説明いただき、さまざまな角度から議論がありましたが、厚岸町の国民健康保険特別会計から納める介護納付金も、平成12年と17年度の対比では3,176万円、パーセントにして48.2%の増加ということでありまして、これが介護保険を支える被保険者の負担増加が求められることになっているわけでありまして。

介護保険制度の費用負担の仕組みから申しますと、介護保険サービス費用がふえるこ

とにより、それを支える、負担する方の負担増加が伴うことになるわけではありますが、このたび介護納付金の増加に係る財源確保のために税率等の改正は、現行制度の中で介護保険制度を維持するに当たり、やむを得ない措置と考えております。

税率の改正に当たって、低所得者の世帯に対する軽減措置も、従来どおり措置されていることになっておりますし、現行制度上、改正内容はやむを得ない改正と考えられます。平成15年から国庫補助事業の安定のさまざまな議論がされておりますが、医療保険制度、介護保険制度、それぞれに長期的視点での安定した制度の確立が求められることは言うまでもありません。

こうした展開に立って、現状の制度の維持を図るため、介護保険納付金の税率等を引き上げるこの条例の一部を改正する条例の制定に賛成するものであります。議員各位に、ぜひ賛同いただきますようお願いして、賛成討論といたします。

以上。

●議長（稲井議員） 他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（稲井議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩いたします。

午後12時12分休憩

午後1時10分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第5、議案第28号 厚岸町木工センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境政策課長。

●環境政策課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町木工センター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

このたび改正しようとする内容は、厚岸町木工センターの施設管理について、現行条例では厚岸町森林組合にその管理を委託するものと規定されているところではありますが、この管理委託に係る規定を廃止し、本施設に非常勤職員及び臨時職員を配置し、町による直接管理運営を行おうとするものであります。

このことにより、委託業務契約に係る諸経費及び消費税の削減を行うことができるものであり、この額は合わせて年間約48万7,000円と試算されるところであります。

この改正内容であります。議案第28号説明資料、厚岸町木工センター条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明したいと思います。

第13条でございますが、現行では管理運営の委託として、「町長は木工センターの管理運営を厚岸町森林組合に委託する」とされているところを、改正案では第13条、管理人とし、「町長は木工センターを適正に管理するため、管理人を置くことができる」に改正しようとするものであります。

次に、第14条の委託料の支払いは、前条の改正に伴い、条文を廃止するものであります。

次に、第15条の委任は、前条を削ったことによる条番号の繰り上げであります。

議案書の28ページに戻っていただきたいと思いますが、附則として、この条例の施行日を平成17年4月1日とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

12番。

●谷口議員 今回、この条例改正を行うわけですけれども、今まで森林組合に管理を委託していたわけですけれども、今までの管理内容と木工センターの運営はどういうふうに行われていたのか、もう一度説明をお願いしたいんですけれども。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

現在までの管理内容につきましては、森林組合に対し木工センターの管理運営全般を委託してございます。したがって、木工に係る資材の供給というか調達、それから指導、それから料金の徴収、これら運営に関する内容につきましては、森林組合にしかるべき契約の上、委託していたものでございます。

今後につきましては、この森林組合に委託していた内容につきまして、町が直接管理することになります。同じ内容を森林組合を介することなく、町の直接の事務として行うものとするものでございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今、森林組合にお願いして管理運営をしてくれているわけですよ。そうすると、今まで指導等に当たっていた人の身分等はどうなるんですか。

それから、全く違う人が今度はこの指導等を行うことになっていくのか。そうした場合に、何かそういう技術、技能を持った人が今度は指導に当たっていくのかどうか、その辺についてもお尋ねをいたします。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

今まで、森林組合に委託していた内容につきましては、森林組合が臨時職員として指導員を雇用しておりました。その指導員につきましては、労働基準法上、要するに1週間のうちの勤務時間が決まっております。休みと休暇、それと勤務を有しない日の代替として、臨時職員をその日に充てて運用しておりました。この身分につきましては、森林組合としてはあくまでも臨時職員ということで採用しておったわけでございます。

今回、町の直営として管理するというところで、先般、広報紙の方にこの指導員について非常勤職員、いわゆる町の定数外職員の要綱に伴う非常勤職員として今公募をしているところでございます。本日が締め切りとなっております。そのことによりまして、公募による応募があった中から、いわゆる指導員として適切な人材について、しかるべき手続をとって任用をしたいというふうに考えております。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第6、議案第29号 厚岸町農業研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

農政課長。

- 農政課長（西野課長） ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町農業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、この提案理由の説明を申し上げます。24ページでございます。

このたび改正しようとする内容は、厚岸町農業研修センターの管理業務について、現在条例の基づき、釧路太田農業協同組合に業務委託しているところでございますが、今回この委託を廃止して、この業務を酪農ふれあい館の職員に転任をさせ、直接管理を行おうとするもので、これにより委託料年額5万円の節減を行い、直接管理による利便性を図り、施設の管理運営の合理化を図ろうとするものであり、条例の管理委託条項の廃止など、一部改正を行おうとするものでございます。

この改正内容であります。議案第29号説明資料として、別に配付をしております厚岸町農業研修センター条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、13条でございますが、現行では管理の委託として、「町長は農業研修センターの管理の一部を釧路太田農業協同組合に委託する」とあります。これを改正案では、第13条、管理人として、「町長は農業研修センターを適正に管理するため、管理人を置くことができる」というふうに改正しようとするものであります。

次に、第14条でございますが、委託料の支払い、これは前条の改正に伴う条文の廃止を行うものであります。

第15条、委任は、前条を削ったことによる条番号の繰り上げでございます。

議案書に戻っていただきたいと思いますが、附則として、この条例の施行日を平成17年4月1日とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。
3番。

- 南谷議員 ただいま提案理由をお聞かせいただいたのですけれども、私ただいまの説明聞いていますと、今まさに時代の流れとして、できるだけ民営化ということが動きとしてありますよね。たまたま28号でも、そういう趣旨に沿ってやってこられたと。今回、一見反対に見えるんですよ。それでも、なおかつ5万円の経費削減になるんだと、こういう説明だったのですけれども、ちょっと説明が不足ではないのかなと。

普通であれば、役場の事業の中でも民営に移すことで、むしろ経費の削減を図っていききたいという、こういう時代の流れがある中で、なぜ逆にですね、町がかかわって、今まで農協さんをお願いしてきたものが、どういう点がよくなって、どういう理由でこのような改正を、むしろこういう措置をとられるのか、明確なご答弁をお願いします。

- 議長（稲井議員） 農政課長。

- 農政課長（西野課長） お答えいたします。

一般的には、民営化による方がこういった経費、維持管理経費が安くできるというふ

うに認識をいただいているところでございますけれども、こういった内容によっては直接管理をした方が安価にできるということがございます。特に、この農業研修センターにつきましては、尾幌地区にあるわけでありまして、目的は違いますけれども、同じ地区に酪農ふれあい館ということで、町が運営をしている施設がございますし、それらと一体的に管理をするといった方が、この場合経費を安くできるということで、今回直営をしていこうということで上程をさせていただいたところでございます。

この酪農ふれあい館は、まだ6年程度しかたっておりませんが、後で出来たということがございまして、当時の農業研修センター、昭和51年に建設しておりますけれども、地元の強い要望がありまして建設に至ったわけでありまして、その中で特に当時の厚岸農協の方から、こういった事務等の扱いについては農協でやらせていただくということで、そういう経過で今までずっとやってきたものであります。ふれあい館の建設によりまして、そちらの方が利便性が図られると。農協の合併もございましたけれども、そちらの方が利便性が図られるということで、これまで事務委託、使用の申し込みだとか許可、それから料金徴収、こういった業務を農協にお願いをしておりました。年間5万円を委託料として支払った、この分が経費節減できるということで、そういった内容になっています。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第7、議案第30号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

今回改正を行おうとする厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例では、都市公園を初めとする都市の緑とオープンスペースを効果的、効率的に確保し、増加させていくため、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律109号）が平成16年6月18

日に公布され、同年12月17日に施行され、その中で都市公園法についても所要の改正が行われましたので、厚岸町都市公園条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書の25ページをお開き願います。

議案の内容につきましては、別途お手元に配付しております議案第30号説明資料、厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

それでは、新旧対照表により説明申し上げます。

現行、改正案、改正要旨となっております。

第5条、行為の禁止であります。法第5条第2項、これは公園管理者以外の者の公園施設の設置等に係る許可の関係でございますが、項の改正に伴い、法第5条第1項と条項番号を変更し、「行為であって特に町長の承認を受けた場合」とあるものを「ものについて」と改めるのは、法及び条例に基づき、許可を得ているものをさらに承認を得ることは重複になりますので、文言を整理したものです。

次に、第8条、第10条、第11条、第13条第1号中、「法第5条第2項」とあるものを「法第5条第1項」に、いずれも条項番号の変更をしようとするものであります。

次に、第17条、公園予定地及び予定公園施設についての準用中、見出しを含み、「公園予定地」とあるのを「公園予定区域」と、法の改正に合わせて字句を変更するものであります。

法第23条第3項、これは公園予定地等の準用規定であります。法の改正に伴い、法第33条第4項と条項番号を変更するものであります。

次ページをお開きください。

第19条、過料であります。法第14条第3項に規定する5万円以下の過料とする上限に合わせて「5万円」と、過料金額を改めるものであります。

それでは、議案書の25ページにお戻り願います。

附則であります。この条例は平成17年4月1日から施行しようとするものであります。

大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第8、議案第31号 厚岸町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長

- まちづくり推進課長（福田課長） ただいま議題となりました議案第31号 厚岸町公園条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げたいと思います。

議案書26ページ、27ページと、別に配付しております議案第31号説明資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

昨年秋から、松葉町商店街のほぼ中心部で造成を行っておりました松葉町憩いの広場が1月末に完成し、本年4月1日から供用開始の運びとなりました。この広場は、広さが719平方メートルで、その規模が都市公園法施行令に規定する面積基準に遠く及ばないため、都市公園以外の公園として位置づけ、厚岸町公園条例に本施設を追加し、管理運営を行うことが適当と判断し、所要の措置を講じようとするものでございます。

そこで、まず第2条第8号に松葉町憩いの広場を加えることにしたわけでございます。また本来、公園等は自由利用を原則とする公の施設であります。公衆の公園使用に支障を及ぼすことが想定される行為については条例で制限しておりますが、一方で、その制限行為を解除し、利用させるために使用申請等の手続を課しているわけであり。この使用申請に対する管理者の意思表示を現行条例では、使用承認または承認という文言を使って表現しております。承認という言葉は、一般的には同意を与えるという意味に使われておりますが、この公園の場合、一般的な禁止行為を解除し、条例に基づき一定の行為等できるようにする措置は行政処分と考えられます。そういったことから、許可という文言が適切と判断をいたしました。

よって、各条にわたり見出しを含め、「使用承認」を「使用許可」に、「承認」を「許可」に改め、さらには第5条において引用条文の誤りが発見されましたので、これを訂正しようとするものでございます。

さらに、使用例に係る別表についてであります。現行条例のままでは松葉町憩いの広場で想定される行為や占用に十分対応できないとの判断から、別寒辺牛湿原自然観察施設条例等を参考に、所要の追加を行おうとするものでございます。

各条文ごとの説明は省略させていただきますが、附則において、平成17年4月1日からの施行をうたい、使用料については本改正条例施行日後の使用許可申請から適用し、施行日前の使用承認申請に係る使用例については、現行条例の規定によるという附則にしているところでございます。

以上、提案理由及び改正条例の内容について説明を申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

8番。

●音喜多議員 ちょっと簡単なことだと思うのですが、お聞きしておきたいと思います。

別表でもって、いわゆる使用料を取ることになっています。この公園の中に工作物というか、電柱だとか地下埋設物、あるいは公衆電話等、該当として北電さんにとということになるんだろうと思うのですが、電気を引いていただきたいという場合に、こういった継続的に毎年使用料のかかるもの、北電さんが採算合うのであれば、やりましょうという話になるでしょうけれども、使用料と、それから借り賃というか、貸借料を払って採算が合うかどうかということになった場合、これはちょっとうちとしては採算が合わないからお断りしますという場合もあり得るかもしれない。これは、こっちの方で一切経費出して工事やりますからやってくださいと、工事料幾らという方で払って、なおかつその後の維持管理含めて採算性、こういう維持費払ってですね、貸借料払って維持ができるかという問題が出てくると思うんです。そういった場合に、どのように考えられるかというふうに思います。

それで、町が例えば今、電柱なんか特に占有料を払ったり、あるいはそういった場合が出てきた場合、さらにこの使用料を払っていったら、そこにそこだけの利用価値があるのであればというか、それに見合いのものが返ってくるならば、了とするものはやるでしょうけれども、それが採算的に合わないとなった場合、そういう場合も考えられます。そんなことで、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） この使用料の規定は、この広場に必要な電柱とか電線を引き込むと。この電柱・電線はもちろん自前のものであります、要するに町のものであります。ですから、そこに使用料という問題は発生をしてまいりません。

ここで想定するのは、例えば周辺の住宅にですね、そういった中継として電柱が必要になると、その占有という問題が出てきた場合に、使用料をいただくということになります。それは地下の配線についても同じ、住宅に供給する水道管をその施設の下を通さなければならない、こういったことが生まれた場合に、公園の使用に支障がないと判断した場合に限って、その使用を認めるということになりますから、そこで使用を認めた場合については、この規定による使用料をいただくということになるものでございます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 そこで、例えば手前みそでございますけれども、最近公衆電話というのは採算合わないと設置しませんよと、当然そのことは知っていると思います。そういうボックスにしても、占有料を払って、そういう形になるわけですがけれども、そういった場合でもどのようなというか、これから相手があることですから、話してみなければいけないですが、そういった場合にどのような考え方を持っていて臨もうとしているか、その辺お聞かせください。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 公衆電話につきましては、今の状況の中でこちらの側からそれを設置していただきたいという要望をするつもりはございません。

ただ、松葉町の中心市街地、今後どのようになっていくかということ、こちらの計画を含めて考えますと、もう少し広がりを持つかもしれないと。そういったときに、その必要性が出た、あるいは今はほとんどないのしょうけれども、そういった業者さんの方から公衆電話設置させてほしいというような要望があった際にどうするかという対応になってくるものでありまして、こちらから積極的に公衆電話を設置するという考え方は今のところ持っておりません。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ここで、議案第33号 厚岸町個人情報保護条例の制定についての内容の一部に訂正箇所があり、差しかえしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

休憩をして差しかえをいたします。

午後 1 時39分休憩

午後 1 時41分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第 9、議案第32号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、日程第10、議案第33号 厚岸町個人情報保護条例の制定について、以上 2 件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第32号 長期継続契約を締結

することができる契約に関する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

提案しておりますこの条例の制定につきましては、昨年5月に改正された地方自治法の規定に基づきまして、長期継続契約の締結ができる契約対象を定めるものでございます。

地方自治法は、地方公共団体の予算について、原則として単年度主義を定めておりますが、電気・ガス・水の供給もしくは電気通信のサービスを受ける契約、または不動産を借りる契約は、例外として複数年にわたる長期継続契約が認められていたところでございます。

しかし、この規定が設けられていた昭和38年当時では想定し得なかった、例えばコピー機やパソコンなど、現在地方自治体が行政運営を行っていく上で欠くことができないものがあらわれてきており、これを借り入れるため、契約の締結方法が商いの慣習上、複数年にわたることが一般的となってきた状況を踏まえまして、このたび地方自治法の規定を改正し、長期継続契約できる対象範囲の拡大がされたものであります。地方自治体の条例で定めたものが、その扱いを可能とすることとされたものでございます。

制定する条例につきましては、議案書の28ページのとおりでございます。

参考資料といたしまして、長期継続契約にかかわり改正されました地方自治法及び同法施行令の抜粋規定を配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

まず、地方自治法の改正内容でございますけれども、第234条の3の規定において、翌年度以降にわたり長期継続契約ができるものとして、電気・ガス等のほかにアンダーラインが引いておりますけれども、「その他政令で定める契約」、この部分が加えられております。この政令に該当する部分が資料の下の方でございますけれども、地方自治法施行令第167条の17の規定でありまして、この条が新たに加えられております。

この規定において、新たに加わる長期継続契約の範囲が定められておりますけれども、それは翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約か、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約をしなければ、事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもので、かつ条例で定めたものという内容になっております。

また、法改正の解説におきましては、これら契約の具体的な例といたしまして、さきに述べたとおりのコピー機やパソコンなどのOA機器などの一般的なリース契約、これらのものや、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるような庁舎管理業務委託契約などが想定されるとしております。

このように、各地方公共団体が条例で定めることにより、長期継続契約としての扱いが可能になったことから、当町におきましても、これを条例で定めたいとするものであります。

条例で定める契約の内容でございますが、第1号では、情報機器・事務機器・その他の業務機器・器具類・ソフトウェア・車両等の借り入れる契約で、使用見込み期間の設定が必要なものと想定するものですが、一般的なリース契約を想定している内容のものでございます。

第2号の規定につきましては、ただいま申しました第1号の規定により借り入れた物品に係る保守・点検・整備等の役務の提供を受ける契約で、第1号による契約と関連い

たしまして、締結することが必要なものとしていますが、これは当該物件の使用など、特殊性などから契約の相手が限られ、複数年の契約を予定する場合を想定しているものでございます。

第3号につきましては、施設の管理及び運営並びに、収集、配送及び車両運行に係る契約となっておりますが、これは4月1日から直ちに役務提供を受けなければならない業務委託などにおいては、それ以前に契約を締結することが現実として求められることもあり、年度をまたいだ契約をできるようにすることを想定しているものでございます。

しかし、複数年の契約によって、より効果的な役務の提供が得られるような場合についても、あわせて想定しているものでございます。

次に、附則の関係でございますが、この条例は公布の日から施行するという内容のもので提案申し上げている次第でございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第33号 厚岸町個人情報保護条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

国におきましては、平成15年に個人情報の保護に関する法律と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が公布され、平成17年4月1日から全面施行されることになっております。個人情報の保護に関する法律は、個人情報の適正な取り扱いに関する基本理念や、政府による基本方針の作成などの個人情報を保護する施策の基本的事項を定めたもので、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者についても遵守すべき義務等が定められております。

一方の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律につきましては、国の行政機関における個人情報の取り扱いに関しての基本的な事項を定めたものでございまして、国の行政機関が保有する個人情報を保護するという内容のものでございます。

地方公共団体は、保有する個人情報については、各地方公共団体の条例で定めるものでございまして、既に厚岸町の個人情報保護条例は平成8年に制定がされているところですが、ただいま申し上げたとおり、その後、国の個人情報保護法制が整備されたことを踏まえまして、厚岸町における現行条例の規定を見直し、法律に準じて条文規定を追加するなどの必要な改正をいたしたいとする内容のものでございます。

議案書の29ページ以降が、本提案議案でございます。

なお、現行条例の改正部分が広範囲なものであるため、全文改正の方式をとらせていただいておりますが、内容的には現行の条例規定を生かしつつ、見直しにより必要な部分を改めております。このため、新旧対照表を作成いたしまして、配付させていただきました。これにより、改正部分の説明を申し上げたいと思いますので、ご了承願いたいと存じます。

新旧対照表をごらんになっていただきたいと思っております。

まず、第1条の目的については、現行規定と変わりません。

第2条の定義において、第1号の実施機関に「議会」を加えることとしております。これは、平成8年の条例制定当時は、執行機関を実施機関としておりました関係で、議会が入っておりませんでしたけれども、議会事務局職員においても個人情報を扱うこと

も考えられますし、全国的にもほとんどの市町村において、議会をこの実施機関に加えた条例規定が設けられている状況から判断し、これを加える提案をする内容のものでございます。

第2号の関係でございます。個人情報記録媒体の定義であります。新旧対照表に表記のとおり、「磁気テープ、その他これらに類するもの」という現行の規定から、「磁氣的記録及びこれらに類するものに」と、今日の時代に即した記録媒体の表現に改めるものでございます。失礼いたしました。「電磁的記録及びこれらに類するものに」という表現に改めるという内容のものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをお開き願いたいと思います。

第3号は、国及び地方公共団体に準じた機関として、新たに独立行政法人等や地方独立行政法人が規定され、これは国や地方公共団体と同様に、法律や条例で規律されることから、事業者の定義から除くという内容のものでございます。

第3条につきましては、第2項の表現を法律に準じた内容に文言を整理するもので、内容的には現行と変わらない内容となっております。

第6条でございますけれども、この条例改正で条番号の移動が生じますので、それに伴う整備でございます。

次に、4ページをお開き願いたいと存じます。

第11条の関係でございます。第11条につきましては、電子計算機を通信回線で接続しての結合により、情報を提供することに制限をかける表現の規定に変更し、法令等に定めがある場合、または厚岸町個人情報保護審査会の意見を聞いて、公益上特に支障があると実施機関が認めたとき以外は、提供してはならないとする内容のものでございます。

なお、第3項の規定を加えるものでございますが、これは法令等や公益上、特に必要として結合する場合における個人情報の保護措置に万全を期するよう定める内容のものでございます。

第12条につきましては、第2項の規定を加えるものでございますが、未成年者または成年被後見人に限っては、法定代理人が本人にかわって開示請求ができるという内容のものでございます。改正案の第3項につきましては、現行規定の第2項を改めるものですが、非開示情報の規定に当たり、現行では開示しないことができるという裁量の余地のある規定になっていたものを、新たに第13条で裁量的な開示の規定を設けることから、ここでは裁量の余地のない条文表記にしている内容のものでございます。

現行の第1号を第2号とし、以下の号番号も1号ずつ繰り下げることとあわせて、本人を開示請求者に置きかえるものですが、これは開示請求が本人のほか、未成年または成年被後見人の法定代理人ができることによる文言の整理であります。

この第3項に、第1号として、新たに規定を加えておりますが、これは非開示とする情報に開示請求者の生命・健康・生活または財産を害するおそれのある情報を追加するもので、主に代理請求時の当該本人への不利益を想定したものでございます。

第4項の改正につきましては、前項で非開示情報の定義づけを行ったことなどによる文言の整理でございます。

次に、6ページをお開き願います。

改正案の第13条は、さきに申し上げました裁量的開示の規定でございますが、開示請

求に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために、特に必要があると認められる場合は開示することができるとする規定を設けるものでございます。

次に、14条の関係で、改正案の第14条は、個人情報に関する情報の提供に関する規定を新たに加えるものです。その個人情報が存在するかしないかを答えるだけで、非開示情報を開示することになることから、その個人情報の保有の存否を回答できない場合もあり得るということとございます。その場合は、存否自体を明らかにせず、拒否できるようにするというものでございます。

第2項の規定につきましては、第18条で規定している開示請求に対する決定の手段などの規定を、ただいま説明いたしました第1項に該当する請求の場合にも準用するという内容のものでございます。

改正案の第15条でございますが、訂正請求権に係る規定でございます。

第1項は、現行第13条と同様の内容であります。第2項として、法定代理人の請求権に係る規定を追加するものであり、さらに第3項の規定を加え、訂正請求をできる要件として、開示を受けた日の翌日から90日以内との日数制限を設けるものでございます。これは、保有している個人情報によっては、日々更新がされたり、あるいは保存期間の満了で破棄されることもあることから、制度の円滑な運営の観点から、期限を設けられたという内容のものでございます。

続きまして、改正案の第16条でございます。現行条例第14条の自己情報の削除請求権と現行第15条の自己情報の中止請求権、この2つに関する規定を統合いたしまして、情報の使用の停止、消去または提供の停止の請求権に係る規定として整理をするものでございます。

第2項及び第3項の追加規定は、さきの第15条と同様の内容でございます。

17条の関係です。改正案の第17条でございますが、現行第16条の規定の文言を整理する内容のものでございます。

次に、改正案の第18条でございますが、現行第17条と同じ内容のものでございますけれども、請求者の区分を明示するなど、文言の整理を加えてございます。

次に、8ページをごらんになっていただきたいと思います。

改正案の第19条として、第三者に対する意見陳述の機会の付与等に関する規定を新たに加えるものでございます。これは、開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設ける手続的規定でございます。第三者に対する意見を述べる機会の付与、開示に反対する意見があった場合の措置について定めるものでございます。

第1項は、任意的な意見聴取の規定で、第三者の意見を聞くことができる旨を定めております。第三者に関する情報が含まれているといっても、その情報が既に公にされている場合もあり、また同じようなケースについては開示しないという決定をする取り扱いが既に確立しているという場合などで、第三者に意見を述べる機会を与える必要がないという場合もあるので、ここでは意見を述べる機会を与えるかどうかについては、実施機関の判断にゆだねる規定となっております。

第2項でございます。必要的な意見聴取の規定で、これは非開示情報に該当するにも

かかわらず、開示請求者の権利利益を保護するため、特に必要と認められる場合として、第13条の規定で開示するときは、一方でその情報に含まれている第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、その第三者に意見を述べる機会を与えることを義務づけるものでございます。

ただし、合理的な努力をしましたが、第三者の所在地が判明しない場合は、手続が進められなくなるということを避けるため、意見書の提出の機会を与えなくてもよいとする内容の規定となっております。

第3項、意見を述べる機会を与えられた開示に反対の意向を示した第三者、その意に反した開示決定について、行政上または司法上の救済手続を講ずる機会を確保するための規定でございます。開示の実施前に、第三者が開示決定に対する不服申し立て、または取り消し訴訟を提起することができるように、開示決定の日と実際に開示を実施する日との間に、少なくとも14日間を置くこととするものでございまして、この期間というのは控訴手続における遡行期間を参考としたものでございます。

次に、改正案の20条、21条、22条につきましては、それぞれ現行規定の条番号の繰り下がり変更と文言の整理を行うものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

改正案の第23条でございます。22条第1項の規定により、不服申し立てがされ、同条第2項により厚岸町個人情報審査会に諮問した場合、その旨の通知を義務づける趣旨のものでございまして、その通知先を規定する内容のものでございます。

次に、24条の規定でございますが、開示に反対する第三者の不服申し立てを拒否する場合及び、第三者の意に反して開示すべき旨の決定を行う場合に、その第三者が控訴を提起する機会を確保する趣旨のもので、不服申し立てに対する決定と開示の実施日との間に、少なくとも14日間を置くこととする内容のものでございます。

改正案の第25条及び第26条につきましては、それぞれ現行規定の条番号の繰り下がりと言の整理を行うものでございます。

次に、12ページをお開き願いたいと思います。

改正案の第27条の規定でございます。

現行第23条の規定の繰り下がりではありますが、第2項の規定において実施機関から受託した個人情報を取り扱う事務としていた現行の文言を、受託業務という略称をつけて整理を行う内容のものでございます。

また、第3項を加えるものでございますが、これは受託業務に従事している者、及び従事していた者も、第3条第2項で規定する実施機関の職員同様に、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないと定める内容のものでございます。

次に、改正案の第28条の規定でございます。町が2分の1以上出資している法人など、町の財政的援助等を受け、町行政の補完的役割を果たしている法人等においても、その保有する個人情報について実施機関に準じた保護措置を講じるように定めるもので、既に制定されております厚岸町情報公開条例、こちらの29条の規定に基づく出資法人に求めている考え方と同様の趣旨で、追加する内容のものでございます。

なお、本規定に基づく運用及び取り扱いについては、今後さらに検討を加え、別途要

綱を定めて取り組む予定であります。

第29条につきましては、現行第24条の条番号の繰り下がりと言言の整理を行うものであります。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。

第30条から第32条までは、記載のとおり、それぞれ現行規定の条番号の繰り下がり変更と言言の整理を行うものでございます。

第33条の規定でございますが、個人情報の取り扱いに関して、請求等に至らないような苦情に対しても、適切かつ迅速な処理をすることを定めたものであります。これは不服申し立てや控訴等によるよりも、むしろ苦情処理によって簡易迅速な問題解決を図ることが適当であり、町民からの信頼を確保するために重要なことから、努力規定としてこの規定を設ける内容のものでございます。

第34条は、現行28条の条番号の繰り下がりでございます。

次の第35条から14ページに及ぶ第38条までが職員等に係る罰則規定であり、新たに設けるものでございます。

一般に、職員等の責務の履行の確保は、服務規律の確立、厳正な個人情報の取り扱いの徹底等によることが基本となるものでございます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては、行政機関のIT化にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するため、国家公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加え、新たに罰則が規定されております。これに準じまして、町の条例においても、同様の罰則規定を設け、より厳正な個人情報の取り扱いの徹底を促そうとするものでございます。

この第35条でございますが、職員もしくは職員であった者、または受託業務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに個人の秘密の属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供したときに係るものでございまして、2年以上の懲役または100万円以下の罰金に処するという規定の内容になってございます。これの典型例といたしましては、個人の秘密が記録されているデータベースを光ディスクなどの記録媒体に複製しまして、不正に譲渡したというような場合が考えられるところでございます。

次の第36条は、同じく職員または受託業務従業者が業務に関して知り得た個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときに係るもので、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する内容のものでございまして、典型例といたしましては許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号などの情報が記載された名簿を名簿業者に売却した場合など、こういった部分が想定されるものでございます。

第37条でございますが、行政機関の職員が、その職権を乱用して専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときには、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するものであり、典型例といたしましては職員が個人的な興味を満たすような目的で、自己の職務を装って他人のデータを入手するというような場合が想定されるものでございます。

なお、ただいま申しました35、36、37条の罰則につきましては、その行動、内容により過重される。要するに、あわせて罰則が科せられるというような内容にも成り得るものでございます。

次に、第38条につきましては、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他の手段によって個人情報の開示を受けた者に対しましては、5万円以下の過料を処するという罰則でございます。

次に、附則に関する規定でございます。第1項で、施行期日を平成17年4月1日と定めるものであり、第2項から第5項につきましては、第1項の施行日前に行われている行為等に対する経過規定でございます。

以上が制定する条例の改正部分の説明でございますが、この条例制定の議会への提案に先立ちまして、本条例の定めにあります厚岸町個人情報保護審議会に、この条例改正についての諮問をいたしております。去る3月1日に、この条例の全文改正を承認する意見答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明であります。よろしくご審議いただき、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。

本2件の審査につきましては、議長を除く16人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本2件の審査につきましては、議長を除く16人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査をすることに決定いたしました。本会議を休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後3時52分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

議案第32号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、議案第33号 厚岸町個人情報保護条例の制定について、以上2件を再び一括議題といたします。

今2件の審査については、議長を除く16人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1番。

●室崎議員 本委員会に付託されました議案第32号 長期継続契約を締結することができ

る契約に関する条例の制定について、議案第33号 厚岸町個人情報保護条例の制定について、本2件の審査につきましては、先刻、本委員会を開催し、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

- 議長（稲井議員） 初めに、議案第32号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 厚岸町個人情報保護条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後 3 時55分休憩

午後 4 時49分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

本日の会議は、この程度にとどめ明日に延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ明日に延会いたします。

午後 4 時50分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成17年3月14日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員